



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市役所  
編集兼印刷兼発行人 神戸市長  
発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 枝吉27号線)	建設局道路管理課	1
告示	道路法による道路の区域変更(市道 別府吹上線)	建設局道路管理課	2
告示	神戸市収入証紙売りさばき所の一部廃止	会計室会計課	3
告示	神戸市都市景観条例による神戸市指定景観資源の指定(森井家住宅)	都市局景観政策課	4
告示	神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例によりすまいの環境性能表示の様式、表示の方法その他の事項に関する基準を定める件(平成24年6月告示第270号)の一部改正	建築住宅局建築指導部 建築安全課	5
公告	市民公園の認定取消し(下畑市民公園)	建設局垂水建設事務所	6
公告	市民公園の認定(下畑市民公園)	建設局垂水建設事務所	7
公告	都市公園の区域の変更(志里池公園、苺藻公園、名谷周辺緑地)	建設局公園部管理課	8
公告	土地改良事業参加資格交替公告	農業委員会事務局	9
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	12
公告	神戸農業振興地域整備計画の変更	経済観光局農政計画課	13
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	14
公告	三宮バスターミナル特定運営事業等実施方針の公表	都市局都心再整備本部 都心再整備部都心三宮再整備課	15
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市須磨区桜の杜1丁目)ほか	都市局都市計画課	16
区役所	臨時運行許可番号標の失効	中央区総務部市民課	17
監査委員	監査の結果に基づき講じた措置等	監査事務局第1課	18

# 令和6年1月16日 神戸市公報第3842号

神戸市告示第529号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年1月17日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年1月30日まで一般の縦覧に供する。

令和6年1月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	枝吉27号線	神戸市西区枝吉4丁目156番1地先から	新	2.60	最大 11.80 最小 6.00
		神戸市西区枝吉4丁目156番1地先まで	旧	2.60	最大 11.70 最小 5.90

神戸市告示第530号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年1月30日まで一般の縦覧に供する。

令和6年1月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	別府吹上線	神戸市西区伊川谷町上脇字 平山947番2地先から	新	46.20	最大 9.90 最小 8.20
		神戸市西区伊川谷町上脇字 平山947番3地先まで	旧	46.20	最大 9.90 最小 8.70

神戸市告示第531号

神戸市収入証紙条例（昭和39年3月条例第44号）第3条第2項の規定により，神戸市収入証紙売りさばき所を次のとおり一部廃止し，告示する。

令和6年1月16日

神戸市長 久 元 喜 造

売りさばき人	売りさばき所		事務取扱廃止日
	名称	所在地	
株式会社 みなと銀行	谷上支店	神戸市北区谷上東町1番1号	令和6年2月19日

神戸市告示第532号

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第31条第1項の規定により、次に掲げる建築物を神戸市指定景観資源と指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和6年1月16日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 名称  
森井家住宅
- 2 所在地  
北区淡河町萩原字坊ノ上 539 番地 2

神戸市告示第533号

神戸市建築物等における環境配慮の推進に関する条例（平成24年3月条例第45号）第14条の規定により、すまいの環境性能表示の様式、表示の方法その他の事項に関する基準を定める件（平成24年6月告示第270号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年1月16日

神戸市長 久元喜造

第2中「別記様式」を「様式1から様式3まで」に改める。

第3(1)中「すまいの環境性能表示は、」を「すまいの環境性能表示は様式1により、」に改める。

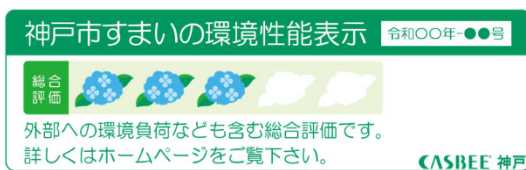
第5の次に次の第6を加える。

#### 第6 建築物のエネルギー消費性能の表示との表示方法

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づく建築物のエネルギー消費性能の表示を行う場合は、様式1又は様式2に代えて、様式3を用いることができるものとする。その場合、建築物のエネルギー消費性能の表示とすまいの環境性能表示は並べて表示することとする。

様式2の次に次の様式3を加える。

#### 様式3



様式の備考の表以外の部分を次のように改める。

(備考) 様式の大きさ等

- 1 大きさは以下のとおりとする。
  - (1) 仮囲い等に表示する場合は縦185ミリメートル以上（様式3の場合は93ミリメートル以上）、横300ミリメートル以上とすること。
  - (2) 規則第8条第1項第1号に規定する広告に表示する場合は縦37ミリメートル以上（様式3の場合は18ミリメートル以上）、横60ミリメートル以上とすること。
- 2 様式中（〇〇年ー●●号）とあるのは、届出年（和暦年）及び建築物総合環境計画書届の届出受理の際に、市より通知された受付番号を表示すること。
- 3 様式1及び様式2中「CASBEE神戸 ver. □」とあるのは、評価ソフト（CASBEE神戸）のバージョンを表示すること。
- 4 様式3の右端には、CASBEE神戸のすまいの環境性能表示結果シートを容易に閲覧できるウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を表示すること。
- 5 地色は白色とし、文字、図柄及び枠線は下表のとおりとすること。

神戸市公告

市民公園の認定を取消したので、神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号）第20条第3項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年1月16日

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定を取消す市民公園

名称、位置、面積

名 称	位 置	面 積
下畑市民公園	垂水区下畑町 2079	697 m <sup>2</sup>

2 認定取消しの年月日

令和5年12月28日

神戸市公告

市民公園を新たに認定したので、神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号）第13条第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年1月16日

神戸市長 久元喜造

1 認定を行った市民公園

名称、位置、面積

名 称	位 置	面 積
下畑市民公園	垂水区下畑町 2050 番	500.91 m <sup>2</sup>

2 認定年月日

令和5年12月28日



神戸市公告

都市公園の区域を変更するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和6年1月16日

神戸市長 久 元 喜 造

1 区域を変更する都市公園

(1)名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
志里池公園	長田区真野町	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	縮 小
苺藻公園	長田区苺藻通5丁目	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	拡 張
名谷周辺緑地	須磨区西落合4丁目	神戸市建設局公園部管理 課備付けの図面のとおり	拡 張

(2)供用開始の年月日

令和6年1月16日

# 令和6年1月16日 神戸市公報第3842号

神戸市公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第3条第1項第2号の規定により、土地改良事業参加資格の交替を承認したので、次のとおり同法施行令第1条の3第3項の規定により公告する。

令和6年1月16日

神戸市農業委員会  
会長 前中 悠一

	氏名	住所	申出に係る土地
新資格者	永井 清代美	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	吉川 靖子	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	三浦 孝夫	東京都小平市上水本町	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	三浦 豪	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	三浦 守	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	三浦 修	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	三浦 直樹	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	三浦 日出夫	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	三浦 庸市	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	

令和6年1月16日 神戸市公報第3842号

新資格者	山下 隆子	明石市大明石町	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	山吹 玉千代	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	秋定 佳子	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	秋定 喜代子	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	秋定 浩	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	秋定 伸子	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	秋定 信行	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	秋定 和之	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	小寺 智子	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	森田 茂	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	盛脇 格	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	村上 雅一	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	村上 貴史	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	長尾 功	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	

令和6年1月16日 神戸市公報第3842号

新資格者	長尾 克巳	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	永井 幸男	神戸市西区北別府	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	秋定 浩二	神戸市西区北別府	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	秋定 正美	神戸市西区北別府	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	秋定 敏実	神戸市西区北別府	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	藤田 隆男	神戸市西区北別府	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	為川 万亀子	神戸市西区伊川谷町井吹	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	
新資格者	秋定 喜子	神戸市西区北別府	(略)
現資格者	農事組合法人井吹南宮農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市西区伊川谷町井吹	

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和6年1月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	淡河町萩原	オノ神	1427番 のうち 別図の斜線部分	547㎡のうち 192㎡	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	西	伊川谷町小 寺	柿谷	468番33 のうち 別図の斜線部分	1,293㎡のうち 156㎡	農用地区域 から除外す る。
神戸	西	平野町大畑	畦代	382番 のうち 別図の斜線部分	462㎡のうち 120㎡	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	西	神出町宝勢	上場中筋	3330番1	495㎡	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。

別図は省略する。

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、神戸農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、同法第11条第2項に基づき提出のあった意見書の要旨及び処理結果とともに公告します。

なお、当該変更後の神戸農業振興地域整備計画書は、神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

令和6年1月16日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

意見書の要旨

意見書の提出なし

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和6年1月16日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所  
和田興産 株式会社  
代表取締役 溝本 俊哉  
神戸市中央区栄町通4丁目2番13号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先  
株式会社 大土呂巧建築設計事務所  
大土呂 巧  
神戸市中央区明石町48番地  
078-331-5405
- 3 景観影響建築行為の概要
  - (1) 所在及び地番 神戸市中央区港島中町4丁目6番7
  - (2) 敷地面積 約2,848平方メートル
  - (3) 建築面積 約862平方メートル
  - (4) 延べ面積 約13,507平方メートル
  - (5) 高さ 約60.0メートル
  - (6) 構造 RC造
  - (7) 階数 地上20階
  - (8) 建物用途 共同住宅
- 4 市民等に対する説明会の開催日時及び場所  
令和6年2月3日（土）10時00分から  
神戸市中央区港島中町3丁目2-1-67  
URポートアイランド管理サービス事務所内集会所
- 5 縦覧の期間  
令和6年1月16日から令和6年1月29日まで

神戸市公告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項の規定により三宮バスターミナル特定運営事業等実施方針を策定しましたので、同条第3項の規定により別紙のとおり公表します。

令和6年1月16日

神戸市長 久 元 喜 造



神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和6年1月16日

神戸市長 久 元 喜 造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市須磨区桜の杜1丁目208番7、208番11、208番47、208番49、208番50、208番52、208番157、208番158、208番160、208番161、208番178、208番179、208番189、208番238、208番327

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区多聞通三丁目3番16号

商業土地開発株式会社

代表取締役 近藤 剛志

許可番号

令和5年4月18日 第8114号

2 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市垂水区名谷町字中坊35番1、36番、37番、38番、31番1、30番、29番、59番2、53番、54番、55番、56番、57番の一部、58番、59番3

開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市中央区多聞通3丁目3番16号甲南第一ビル201号

商業土地開発株式会社

代表取締役 近藤 剛志

許可番号

令和4年9月13日 第8069号

（変更許可 令和5年6月14日 第2059号

変更許可 令和5年12月11日 第2090号）

神戸市中央区公告

次の臨時運行許可番号標(以下「番号標」という。)が失効したので、神戸市自動車臨時運行許可規則(昭和28年3月規則第14号)第5条第3項の規定により公告します。

令和5年12月21日

神戸市中央区長 八 乙 女 悦 範

番号標に記載された番号	失効年月日
神戸36-76神戸	令和5年 12月 21日
神戸36-64神戸	令和5年 12月 21日
神戸36-74神戸	令和5年 12月 21日

監査公表第7号

令和6年1月16日

神戸市監査委員	細川明子
同	大澤和士
同	福本富夫
同	しらくに高太郎

監 査 公 表

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長等から監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として講じた措置等について通知があったので、同項の規定により、下記の内容について別紙のとおり公表します。

記

令和5年度工事定期監査及び出資団体工事監査（1）

環境局・水道局・港湾局・交通局